

虐待防止及び対応の指針

医療法人社団 正名会

訪問看護ステーション らしく

(高齢者) 虐待防止及び対応の指針

はじめに

訪問看護ステーションらしくは、「その人らしい生活が出来る様気持ちに寄り添い、家族とともに暮らしを支える」「最期まで地域でその人らしく生きる社会の実現を目指す」の理念のもと、人間の尊厳を遵守して看護支援サービスを提供する。

1. (高齢者) 虐待防止に関する基本的な考え方

虐待は人権侵害であり犯罪行為という認識のもと「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「高齢者虐待防止法」という）」及び虐待防止に関する関連法に基づき、利用者の尊厳の保持、人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資する看護支援サービスの提供を目的に本指針を定める。

虐待防止及び対応に関する事業所の理念や基本方針は、組織の長である管理者が明確に掲げ職員に宣言する。また、利用者及び職員に明示する際は、分かりやすい言葉で表現し利用者及び職員が虐待防止に主体的に参加できるようにする。事業計画等に「虐待防止」等を盛り込むなど虐待防止を組織全体の行動目標として設定し、具体的に取り組むことが重要である。

2. (高齢者) 虐待防止検討委員会その他組織に関する事項

虐待発生防止と適切な対応に努める観点から「虐待防止検討委員会」を設置する。委員会運営管理の規約について、名称、目的、構成、会議、事業の条項を定める。

3. (高齢者) 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

虐待防止のための職員研修は、虐待防止及び対応に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、本指針・マニュアルに基づき虐待の防止を徹底する為に必要な内容が望ましい。

研修は年1回以上実施、また、新規採用時には必ず実施する。研修実施後は実施内容を記録し保存する。

4. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

被虐待者（本人）の権利擁護を最優先し、本人の意思の確認・尊重が重要である。虐待者（家族等）を罰することが目的ではなく、その行為の原因を探り抱えている問題が解消されるよう支援する。正確な情報収集と客観的判断、長期的にチームアプローチで解決を図っていく視点が重要である。また、個人情報・プライバシーへの配慮も必要である。

5. 虐待等が発生した場合の相談報告体制

業務上又は職務上関係のある団体及び者については、虐待の早期発見及び行政施策への協力の努力義務、虐待発見者の通報義務が規定されている。発見者は市町村等の高齢者虐待対応窓口へ通報し、緊急性の判断、事実確認に協力する。虐待の事実があった場合、その後の対応について協力する。

6. 成年後見制度の利用支援

被虐待者の判断能力が不十分なすべての事例において、成年後見制度の活用の可能性を検討する。利用者に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、行政機関等の相談窓口、身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援する。

7. 本指針の閲覧

本指針は利用者の求めに応じていつでも閲覧できるようにすると共に、当事業所のホームページでも公表し、利用者及び家族が自由に閲覧できるようにする。

附則

本指針は 2024 年 5 月 1 日作成